

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)

目 次

- 告示
全国自治宝くじ事務協議会規約の変更（財政課）……………
- 公告
平成十八年度山口県予算の要領の公表（財政課）……………一
平成十七年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………一八



山口県告示第二百一十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定よりその例によるものとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、全国自治宝くじ事務協議会規約を次のとおり変更した。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を改正する規約

第三条第二号中「静岡市」の下に「、堺市」を加える。
附 則

この規約は、平成十八年四月一日から施行する。



（一九二）平成十八年度山口県予算の要領の公表
平成十八年二月山口県議会定例会で議決された平成十八年度山口県予算の要領は、次のとおりです。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

平成18年度山口県一般会計予算

平成18年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ730,525,150千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1 県	款	項	入	金 額
			税	161,255,057

科 目 名	金額	科 目 名	金額
2 地方消費税清算金		10 財 産 収 入	
3 地 方 議 与 税		11 寄 付 金	
		12 繰 入 金	
		14 諸 収 入	
		15 県 債	
1 地方消費税清算金	30,050,000	1 国庫補助金	65,603,399
2 地方消費税清算金	30,050,000	2 国庫補託金	1,085,223
3 地方議与税	28,775,000	3 委 託	1,726,099
1 所得議与税	25,137,000	1 財産運用収入	712,577
2 地方道路議与税	3,355,000	2 財産売却収入	1,013,522
3 石油灯又議与税	272,000	1 寄 付 金	3,947,950
4 航空機燃料議与税	11,000	1 特別会計繰入金	44,528,205
		2 基金繰入金	9,396,889
4 地方特例交付金	890,000	1 貸付金元利収入	35,131,316
1 地方特例交付金	890,000	2 受託事業収入	82,801,450
5 地 方 交 付 税		3 延滞金、加算金及び過料等	78,032,650
1 地 方 交 付 税	167,000,000	1 預 金 利 子	810,442
167,000,000		2 預金利息	405,195
6 交通安全対策特別交付金		3 利子割精算金収入	552
1 交通安全対策特別交付金	570,000	4 雑 債	3,510,611
570,000		5 雑 債	90,993,000
7 分担金及び負担金		6 雑 債	90,993,000
1 分担金	6,667,653	1 歳 計	730,525,150
2 負担金	337,137		
6,330,516		1 歳 出	
8 使用料及び手数料		1 歳 入	
1 使用料	10,079,258	1 歳 入	
2 手数料	2,554,601	1 議 会 費	1,580,968
9 国庫支出金		2 総 務 費	1,580,968
1 国庫負担金	31,998,255	1 議 会 費	39,078,273
		1 総務管理費	13,845,633
		2 企画調整費	11,314,682
		3 徴収税費	7,640,414
		4 市町村振興費	1,690,168
		5 選挙費	251,344
		6 防犯費	3,405,647
		7 統計調査費	566,872
		8 人事委員会費	151,516
		9 監査委員費	211,997

平成18年3月31日 日 計

報 告 部 門	科 目	目 次	平成18年3月31日 口 額	平成18年3月31日 口 額
3 民 生 費	4 衛 生 費	1 社会福祉施設管理費	67,029,169	42,442,343
		2 児童生活保護費	52,429,190	39,640,787
		3 災害救助費	12,927,069	2,801,556
		4 環境衛生費	1,668,046	151,288,766
		5 保健医療費	4,864	13,542,245
		6 公衆衛生費	22,884,830	49,150,688
		7 環境衛生費	6,555,850	30,208,625
		8 保健医療費	4,133,676	33,662,803
		9 保健医療費	3,069,263	11,285,335
		10 保健医療費	4,170,270	2,750,695
5 労 働 費	6 農 林 水 産 業 費	1 労働政策費	4,955,771	1,524,839
		2 職業能力開発費	5,710,015	1,230,550
		3 失業対策費	4,100,288	7,932,986
		4 労働委員会費	1,274,903	6,542,053
		5 畜産業費	181,824	1,366,898
		6 農地業費	153,000	5,015,155
		7 農産物産地業費	60,512,472	100,012,677
		8 農産物産地業費	13,844,381	100,012,677
		9 農産物産地業費	1,251,858	46,593,000
		10 農産物産地業費	21,411,359	26,151,000
7 商 工 費	8 土 木 費	1 商業費	11,327,609	576,000
		2 林業費	12,677,265	358,000
		3 水産業費	66,925,042	407,000
		4 商業費	2,720,087	15,179,000
		5 観光学業費	63,140,381	502,000
		6 工業用水道費	442,153	1,000
		7 工業用水道費	622,421	3,417,000
		8 工業用水道費	119,725,542	2,000
		9 工業用水道費	9,441,687	200,000
		10 工業用水道費	46,056,267	200,000
9 警 察 費	10 教 育 費	1 警察管理費	25,024,601	730,525,150
		2 警察活動費	14,988,619	
		3 警察活動費	12,082,637	
		4 警察活動費	12,131,731	
		5 警察活動費		
		6 警察活動費		
		7 警察活動費		
		8 警察活動費		
		9 警察活動費		
		10 警察活動費		
11 災 害 復 旧 費	12 公 債 費	1 警察活動費		
		2 警察活動費		
		3 警察活動費		
		4 警察活動費		
		5 警察活動費		
		6 警察活動費		
		7 警察活動費		
		8 警察活動費		
		9 警察活動費		
		10 警察活動費		
13 諸 支 出 金	14 予 備 費	1 農林水産施設災害復旧費		
		2 土木施設災害復旧費		
		3 学校施設等災害復旧費		
		4 学校施設等災害復旧費		
		5 学校施設等災害復旧費		
		6 学校施設等災害復旧費		
		7 学校施設等災害復旧費		
		8 学校施設等災害復旧費		
		9 学校施設等災害復旧費		
		10 学校施設等災害復旧費		
14 予 備 費	15 予 備 費	1 地方消費税清算金		
		2 利子割交付金		
		3 配当割交付金		
		4 株式等譲渡所得割交付金		
		5 地方消費税交付金		
		6 コルナ場利用税交付金		
		7 特別地方消費税交付金		
		8 自動車取得税交付金		
		9 利子割精算金		
		10 利子割精算金		
15 予 備 費	16 予 備 費	1 予備費		
		2 予備費		
		3 予備費		
		4 予備費		
		5 予備費		
		6 予備費		
		7 予備費		
		8 予備費		
		9 予備費		
		10 予備費		

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度	額
1 県職員住宅（宇部市）建設に伴う地方職員共済組合山口県支部に対する貸付金	平成18年度から平成34年度まで	282,542千円	
2 県道整備事業用地等先行取得に伴う山口県土地開発公社に対する交付金（光玖珂線）	平成18年度から平成22年度まで	400,000千円	
3 “（山口阿知須宇部線）	平成18年度から平成22年度まで	268,000千円	
4 農業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	平成18年度から平成38年度まで	(1) 平成18年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、6,000,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年4.15%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年3.2%を限度とする額とする。	
5 漁業近代化資金の融通に係る市町及び県が行う利子補給	平成18年度から平成38年度まで	(1) 平成18年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、1,800,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.5%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。	
6 公害防止施設整備資金に対する利子補給	平成18年度から平成28年度まで	(1) 平成18年度の利子補給の対象とする融資の総額は、100,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする額とする。	
7 産業廃棄物処理施設整備資金に対する利子補給	平成18年度から平成28年度まで	(1) 平成18年度の利子補給の対象とする融資の総額は、170,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。	
8 漁業経営維持安定資金の融通に係る補助金及び県が行う利子補給	平成18年度から平成33年度まで	(1) 平成18年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。	
9 地域優良分譲住宅取得資金の融通に係る利子補給	平成18年度から平成25年度まで	住宅金融公庫の融通に係る地域優良分譲住宅取得資金の融資残高に対し、年2%を限度とする額とする。	
10 漁業経営再建資金の融通に係る利子補給	平成18年度から平成33年度まで	(1) 平成18年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.1%を限度とする額とする。	
11 中山間地域活性化資金に対する利子補給	平成18年度から平成43年度まで	(1) 平成18年度の利子補給の対象とする融資の総額は、430,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.2%を限度とする額とする。	

12 新規就農資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	平成18年度から平成33年度まで	(1) 平成18年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年4%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
13 土地改良負担金償還平準化資金の融通に係る利子補給補助金	平成18年度から平成29年度まで	(1) 平成18年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、33,053千円とする。 (2) 山口県土地改良事業団体に對する利子補給補助金は、年4.6%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
14 農業経営基盤強化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	平成18年度から平成43年度まで	(1) 平成18年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、1,600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年2.75%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
15 農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給	平成18年度から平成33年度まで	(1) 平成18年度の利子補給の対象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3%を限度とする額とする。
16 森林整備活性化資金の融通に係る利子補給	平成18年度から平成49年度まで	(1) 平成18年度の利子補給の対象とする融資の総額は、340,756千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
17 生活福祉資金に対する利子補給	平成18年度から平成26年度まで	(1) 平成18年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3%を限度とする額とする。
18 日本海沿岸漁業等経営安定資金の融通に係る利子補給	平成18年度から平成27年度まで	(1) 平成18年度の利子補給の対象とする融資の総額は、5,000,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
19 漁業経営高度化促進支援資金（取組促進資金）の融通に係る利子補給	平成18年度から平成28年度まで	(1) 平成18年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
20 漁船漁業運転資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	平成18年度から平成23年度まで	(1) 平成18年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、240,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.3%を上限とする額の1/2に相当する額とする。
21 農林漁業金融公庫貸付金に対する損失補償	平成18年度から平成73年度まで	農林漁業金融公庫が平成18年度に融資総額281,583千円の場合において、農林振興公社に融資した場合は、公庫の最終償還期限（公庫が公社の債務の指定する期日とする）と変更があった場合は、その変更する期日とする。変更後10か月を過ぎた日において、なお公庫が弁済を受けられないことになったとき、その元金及び利息（遅延利息を含む。）に相当する金額（農林漁業金融公庫が平成18年度に融資総額413,920千円の場合において、農林振興公社に融資した場合は、公庫の最終償還期限（公庫が公社の債務の指定する期日とする）と変更があった場合は、その変更する期日とする）を超過する額を、なお公庫が弁済を受けられないことになったとき、その元金及び利息（遅延利息を含む。）に相当する金額（山口県信用農業協同組合連合会が平成18年度に融資総額214,800千円の範囲内において、農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（信連が公社の債務の金額に

45	道路改良事業の年度契約を越えること。一括契約すること。宇部線小郡トシノ木川	平成18年度から平成21年度まで	5,600,000千円
46	防衛施設周辺道路路整工事業を越えること。一括契約すること。宇部線小郡トシノ木川	平成18年度から平成19年度まで	70,000千円
47	緊急地方道路整備事業の年度を越えること。一括契約すること。宇部線厚南高架橋（宇部工第10工区）	平成18年度から平成19年度まで	1,100,000千円
48	〃	平成18年度から平成19年度まで	500,000千円
49	単独道路改良事業の年度を越えること。一括契約すること。土橋石川橋上部工	平成18年度から平成19年度まで	700,000千円
50	橋りょう補修事業の年度を越えること。一括契約すること。大島大橋上（国工第1工区）	平成18年度から平成19年度まで	480,000千円
51	〃	平成18年度から平成19年度まで	400,000千円
52	橋りょう整備事業の年度を越えること。一括契約すること。西日本旅客鉄道株式会社と協定すること。宇部線厚南高架橋（国工第2工区）	平成18年度から平成19年度まで	200,000千円
53	橋りょう整備事業の年度を越えること。一括契約すること。宇部線厚南高架橋（国工第2工区）	平成18年度から平成19年度まで	650,000千円
54	〃	平成18年度から平成19年度まで	500,000千円
55	〃	平成18年度から平成19年度まで	700,000千円
56	広域河川改修事業の年度を越えること。一括契約すること。	平成18年度から平成19年度まで	480,000千円

57	生活貯水池事業の一括契約を越えること。一括契約すること。宇部線厚南高架橋（宇部工第11工区）	平成18年度から平成22年度まで	5,000,000千円
58	港湾環境整備事業を越えること。一括契約すること。宇部線厚南高架橋（宇部工第10工区）	平成18年度から平成19年度まで	2,500,000千円
59	緊急地方道路整備事業の年度を越えること。一括契約すること。宇部線厚南高架橋（宇部工第10工区）	平成18年度から平成19年度まで	450,000千円
60	〃	平成18年度から平成19年度まで	450,000千円
61	〃	平成18年度から平成22年度まで	3,500,000千円
62	宇部線厚南高架橋（宇部工第11工区）	平成18年度から平成19年度まで	3,396,578千円
63	宇部線厚南高架橋（宇部工第11工区）	平成18年度から平成19年度まで	2,397,173千円
64	宇部線厚南高架橋（宇部工第11工区）	平成18年度から平成19年度まで	1,249,340千円
65	宇部線厚南高架橋（宇部工第11工区）	平成18年度から平成19年度まで	1,082,982千円
66	宇部線厚南高架橋（宇部工第11工区）	平成18年度から平成19年度まで	407,029千円
67	宇部線厚南高架橋（宇部工第11工区）	平成18年度から平成19年度まで	2,542,204千円
68	宇部線厚南高架橋（宇部工第11工区）	平成18年度から平成19年度まで	72,615千円

第3表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

事業名	金額	証券借入又は証券発行	政府資金 8.0%以内 内庫資金 8.2%以内 その他資金 借入先と 協定する 利率によ る。ただし、 利率見直し し、借り方 式で借り入 れする政府 資金及び公 債の見直し を行って後 においては、 当該利率に よる。	元利均等半年賦又は元金均 等半年賦30年以内 ただし、特別のものには 借入先と協議して定める 件による。	事業内容	金額
庁舎等維持管理事業	721,000				水源地域緊急整備事業	342,000
防災体制整備拡充事業	149,000				保安林改良事業	165,000
防災行政無線整備事業	1,994,000				保全林整備事業	4,000
地域振興対策事業	200,000				保安林保育事業	15,000
障害者住宅整備資金貸付事業	166,000				地すべり等防止事業	19,000
高齢者住宅整備資金貸付事業	408,000				林地荒廃防止事業	61,000
老人福祉施設整備事業	331,000				小規模治山事業	49,000
職業能力開発校整備事業	5,000				地域水産物供給基盤整備事業 (漁港)	12,000
広域営農団地農道整備事業	1,896,000				広域水産物供給基盤整備事業 (漁港)	336,000
農免農道整備事業	361,000				漁港海岸保全施設整備事業	84,000
県営一般農道整備事業	10,000				漁港海岸環境整備事業	260,000
経営体育成基盤整備事業	403,000				地域水産物供給基盤整備事業 (漁場)	219,000
畑地帯総合整備事業	24,000				水産資源環境整備事業	54,000
県営中山間地域総合整備事業	251,000				舗装新設事業	46,000
県営農村振興総合整備事業	476,000				舗装補修事業	30,000
ふるさと農道緊急整備事業	333,000				道路災害防除事業	46,000
県営農村総合整備事業	289,000				雪害対策事業	3,000
県営老朽ため池整備事業	305,000				道路災害関連事業	9,000
地すべり対策事業(農林)	155,000				緊急地方道路整備事業(道 路)	3,670,000
県営海岸保全施設整備事業	149,000				単独道路舗装事業	598,000
国営農地再編整備事業負担金	79,000				単独道路災害防除事業	200,000
広域基幹林道開設事業	219,000				単独路側整備事業	280,000
ふるさと林道緊急整備事業	206,000				道路改良事業	3,393,000
一般治山事業	493,000				道路特殊改良事業	152,000

(外一30)							
		帳 目		平 成18年3月31日 日 額			
单独道路改良事業	8,096,000						
道路直轄事業負担金	6,264,000						
交通安全施設整備事業 (道路 管理者分)	911,000						
単独交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	591,000						
橋りよご補修事業	164,000						
単独橋りよご補修事業	290,000						
橋りよご整備事業	1,260,000						
単独橋りよご整備事業	126,000						
広域河川改修事業	1,108,000						
河川再生事業	17,000						
河川情報基盤緊急整備事業	90,000						
周防高潮対策事業	1,542,000						
河川工作物関連応急対策事業	8,000						
河川災害関連事業	1,102,000						
単独河川改修事業	1,660,000						
自然災害防止事業 (河川)	144,000						
河川直轄事業負担金	298,000						
錦川総合開発事業	895,000						
深川川総合開発事業	86,000						
小規模生活夕人事業	717,000						
堰堤改良事業	265,000						
高潮対策事業	141,000						
侵食対策事業	13,000						
海岸局部改良事業	29,000						
自然災害防止事業 (海岸)	28,000						
通常砂防事業	1,275,000						
災害関連緊急砂防事業	30,000						
地すべり対策事業 (建設)	305,000						
災害関連緊急地すべり対策事 業	66,000						
急傾斜地崩壊対策事業	968,000						
災害関連緊急急傾斜地崩壊対 策事業	103,000						
砂防災害関連事業	90,000						
単独砂防改良事業	361,000						
自然災害防止事業 (砂防)	476,000						
港湾改修事業	594,000						
港湾既存施設有効活用促進事 業	82,000						
港湾環境整備事業	1,807,000						
港湾直轄事業負担金	1,019,000						
海岸防災事業	1,305,000						
港湾整備事業	1,382,000						
空港建設事業	456,000						
都市計画街路整備事業	397,000						
緊急地方道路整備事業 (街 路)	2,252,000						
単独都市計画街路整備事業	1,687,000						
都市公園整備事業	508,000						
公営住宅建設事業	2,605,000						
小郡警察署建設事業	50,000						
駐在所等改築事業	154,000						

警察施設耐震化緊急整備事業	16,000			
単独交通安全施設整備事業 (公安委員会分)	200,000			
校舎改築事業	3,010,000			
屋内運動場整備事業	115,000			
大規模改造事業	402,000			
施設改造事業	49,000			
盲ろう学校施設整備事業	77,000			
養護学校施設整備事業	66,000			
土木過年補助災害復旧事業	345,000			
土木過年単独災害復旧事業	109,000			
土木現年補助災害復旧事業	999,000			
土木現年単独災害復旧事業	70,000			
補助港湾災害復旧事業	207,000			
治山施設災害復旧事業	1,000			
県有施設災害復旧事業	100,000			
減税補てん償	1,740,000			
臨時財政対策債	20,000,000			
計	90,993,000			

平成18年度母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成18年度山口県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ429,174千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金額
1 繰入金	1 他会計繰入金		59,799
2 繰越金	1 繰越金		6,052
3 諸収入	1 貸付金元利収入		245,323
4 県債	1 県債		118,000
	歳入合計		429,174

1 母子寡婦福祉資金 1 母子寡婦福祉資金 金額 429,174

歳出 1 合計 429,174

第2表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金	118,000	政府予算貸付方法による。	無利息	貸付業務廃止のときから国の定める方法による。

平成18年度農業改良資金特別会計予算

平成18年度山口県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ352,930千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
2	繰入金	1 他会計繰入金	31,368
3	繰越金	1 繰越金	191,560
4	諸収入	1 貸付金元利収入	72,002
		2 雑収入	71,998
5	県債	1 県債	58,000
	歳入	合計	58,000
	款	項出	金額
1	農業改良資金	1 農業改良資金	352,930
	歳出	合計	352,930
	第2表 地方債	合計	352,930 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金	13,000	政府予算貸付方法による。	無利息	国の定める方法による。
就農支援資金	45,000			
計	58,000			

平成18年度中小企業近代化資金特別会計予算

平成18年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,357,013千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
2	繰入金	1 他会計繰入金	54,098
3	繰越金	1 繰越金	54,098
4	諸収入	1 繰越金	1,065,856
		1 繰越金	1,065,856
		1 貸付金元利収入	4,237,059
	歳入	合計	4,237,059
	款	項出	金額
1	中小企業近代化資金	1 中小企業設備近代化資金	5,357,013
	歳出	2 中小企業高度化資金	1,562,685
		合計	3,794,328
	合計	合計	5,357,013

平成18年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

平成18年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ509,542千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(外一30)

平成18年3月31日 日 冊 冊

歳 出	歳 入
<p>1 沿岸漁業改善資金</p> <p>歳 出 1 沿岸漁業改善資金</p> <p>平成18年度当せん金付証券発売事業特別会計予算</p> <p>101,333</p> <p>101,333</p> <p>101,333</p>	<p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>(単位 千円)</p> <p>1 証 紙 収 入</p> <p>歳 入 1 証 紙 収 入</p> <p>9,518,991</p> <p>9,518,991</p> <p>9,518,991</p>
<p>平成18年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,814,191千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>(単位 千円)</p> <p>1 業 業 収 入</p> <p>歳 入 1 業 業 収 入</p> <p>4,812,693</p> <p>4,812,693</p> <p>4,812,693</p>	<p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,107千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>(単位 千円)</p> <p>1 業 業 収 入</p> <p>歳 入 1 業 業 収 入</p> <p>3,107</p> <p>3,107</p> <p>3,107</p>
<p>1 業 業 収 入</p> <p>歳 入 1 業 業 収 入</p> <p>1,497</p> <p>1,497</p> <p>1,497</p>	<p>平成18年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,518,992千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>(単位 千円)</p> <p>1 業 業 収 入</p> <p>歳 入 1 業 業 収 入</p> <p>9,518,992</p> <p>9,518,992</p> <p>9,518,992</p>
<p>2 繰 越 金</p> <p>歳 入 1 繰 越 金</p> <p>4,814,191</p> <p>4,814,191</p> <p>4,814,191</p>	<p>平成18年度土地取得事業特別会計予算</p> <p>1 繰 越 金</p> <p>歳 入 1 繰 越 金</p> <p>9,518,992</p> <p>9,518,992</p> <p>9,518,992</p>
<p>3 繰 越 金</p> <p>歳 入 1 繰 越 金</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>	<p>1 証 紙 収 入</p> <p>歳 入 1 証 紙 収 入</p> <p>9,518,991</p> <p>9,518,991</p> <p>9,518,991</p>
<p>1 当せん金付証券発売事業費</p> <p>歳 出 1 当せん金付証券発売事業費</p> <p>4,814,191</p> <p>4,814,191</p> <p>4,814,191</p>	<p>2 繰 越 金</p> <p>歳 入 1 繰 越 金</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>
<p>平成18年度収入証紙特別会計予算</p> <p>1 発 売 諸 費 金</p> <p>歳 出 1 発 売 諸 費 金</p> <p>1,497</p> <p>1,497</p> <p>1,497</p>	<p>1 財 産 収 入</p> <p>歳 入 1 財 産 収 入</p> <p>3,107</p> <p>3,107</p> <p>3,107</p>
<p>平成18年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,518,992千円と定める。</p>	<p>1 財 産 運 用 収 入</p> <p>歳 入 1 財 産 運 用 収 入</p> <p>3,107</p> <p>3,107</p> <p>3,107</p>
<p>1 当せん金付証券発売事業費</p> <p>歳 出 1 当せん金付証券発売事業費</p> <p>4,814,191</p> <p>4,814,191</p> <p>4,814,191</p>	<p>1 土 地 取 得 事 業 費</p> <p>歳 出 1 土 地 取 得 事 業 費</p> <p>3,107</p> <p>3,107</p> <p>3,107</p>
<p>平成18年度収入証紙特別会計予算</p> <p>1 発 売 諸 費 金</p> <p>歳 出 1 発 売 諸 費 金</p> <p>1,497</p> <p>1,497</p> <p>1,497</p>	<p>1 土 地 取 得 基 金 管 理 費</p> <p>歳 出 1 土 地 取 得 基 金 管 理 費</p> <p>3,107</p> <p>3,107</p> <p>3,107</p>

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総販売電力量 183,921,000KWH

(2) 主要な建設事業 平瀬発電所建設事業費

40,859千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益

1,717,969千円

第1項 営業収益

1,716,284千円

第2項 財務収益

1,471千円

第4項 事業外収益

211千円

第5項 特別利益

3千円

支出

第2款 電気事業費用

1,570,649千円

第1項 営業費用

1,371,727千円

第2項 財務費用

136,217千円

第4項 事業外費用

59,702千円

第5項 特別損失

3千円

第6項 予備費

3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額488,655千円は、過年度分損益勘定留保資金479,404千円及び当年度資本的収支調整額9,251千円で補てんするものとする。)

収入

第3款 資本的収入

10,396千円

第3項 資本剰余金

7,211千円

第4項 固定資産収入

1千円

第5項 雑収入

3,184千円

支出

第4款 資本的支出

499,051千円

第1項 建設費

41,233千円

第2項 改良費

162,151千円

第3項 投資資金

1千円

第4項 償還金

292,566千円

第6項 補助金返還金

100千円

第8項 予備費 3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	項 期 間	限 度	額
東部発電事務所計装設備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成18年度から平成19年度まで	350,000千円	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 489,947千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成18年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 585,014,700m³

(2) 主要な建設改良事業 周南工業用水道改良事業費 1,060,373千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益

9,922,816千円

第1項 営業収益

9,912,553千円

第2項 営業外収益 10,258千円
 第4項 営業外収益 2千円
 第5項 特別利益 3千円

第2款 工業用水道事業費用 支 出
 第1項 営業費用 6,534,986千円
 第2項 営業外費用 4,995,682千円
 第4項 事業外費用 1,423,936千円
 2千円
 第5項 特別損失 105,366千円
 第6項 予備費 10,000千円

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,859,293千円は、当年度分損益勘定留保資金1,986,974千円、当年度利益剰余金処分額2,767,031千円及び当年度資本的収支調整額105,288千円で補てんするものとする。）。

第3款 資本的収入 収 入
 第1項 企業借入金 5,038,076千円
 3,521,000千円
 第3項 長期借入金 622,421千円
 766,574千円
 第4項 資本剰余金 1千円
 第5項 固定資産収入 128,080千円
 第6項 雑収入 支 出

第4款 資本的支出 支 出
 第1項 建設費 9,897,369千円
 646,300千円
 第2項 改良費 2,186,279千円
 2千円
 第3項 投資資金 1千円
 7,039,500千円
 第4項 償還金 15,289千円
 第5項 補助金返還金 10,000千円
 第7項 予備費

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 76,000	証券借入又は証券発行	政府資金8.0%以内 公庫資金8.1%以内 その他資金協 議して定める 借入先と協 議率による。利 率の見直し方 式で政府資金 利率及び公 庫資金利率の 見直しを行い た後、当該利 率は、見直し による。	30年以内に毎年元利均等 又は元金均等年賦又はも のとする。特別のもの は、借入先と協議する 条件による。
周南工業用水道改良資金	708,000			
佐波川工業用水道改良資金	139,000			
厚狭川工業用水道改良資金	499,000			
厚狭川工業用水道改良資金	51,000			
木屋川工業用水道改良資金	176,000			
工業用水道事業借換債	1,872,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用と営業外費用の相互流用
 (議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 785,670千円

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち2,767,031千円は、次のとおり処分するものと定める。

減債積立金 2,767,031千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成18年度総合医療センター事業会計予算

(30-外 号)

(総則)

第1条 平成18年度山口県の総合医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 504床
- (2) 年間患者数 168,265人
- 入院 238,140人
- 外来
- (3) 一日平均患者数 461人
- 入院 972人
- 外来

(4) 主要な建設改良事業

病院施設整備事業 177,373千円

医療器械器具及び備品購入 488,237千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | | |
|------------|----|--------------|
| 第1款 病院事業収益 | 収入 | 10,798,904千円 |
| 第1項 医療収益 | | 9,192,095千円 |
| 第2項 医療外収益 | | 1,606,809千円 |
| 第2款 病院事業費用 | 支出 | 10,779,476千円 |
| 第1項 医療費用 | | 10,353,318千円 |
| 第2項 医療外費用 | | 424,658千円 |
| 第3項 特別損失 | | 500千円 |
| 第4項 予備費 | | 1,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額455,633千円は、過年度分損益勘定留保資金454,905千円及び当年度資本的収支調整額728千円で補てんするものとする。)

第3款 資本的収入

- 第1項 企業債 1,110,862千円
- 第4項 負担金 655,000千円
- 第7項 寄付金 412,126千円
- 43,736千円

収入 支出

第3款 資本的支出

- 第1項 建設改良費 1,566,495千円
- 第3項 企業債償還金 665,610千円
- 第6項 予備費 895,885千円
- 5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1) 病院施設整備事業

起債の目的 病院施設整備事業資金に充てるため

限度額 177,000千円

起債の方法 証券借入又は証券発行

利率 借入先と協議して定める利率

償還の方法 30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。

(2) 医療器械器具等整備

起債の目的 医療用器械等整備事業資金に充てるため

限度額 478,000千円

起債の方法 証券借入又は証券発行

利率 借入先と協議して定める利率

償還の方法 30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 6,015,377千円

(たな卸資産購入限度額)

平成18年3月31日 山口県

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、2,654,330千円と定める。

平成18年度こころの医療センター事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成18年度山口県のこところの医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 200床

(2) 年 間 患 者 数 70,280人

人 院 来 16,905人

外 来 193人

(3) 一 日 平 均 患 者 数 69人

人 院 来

外 来

(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業

病 院 施 設 整 備 事 業 2,589,935千円

医 療 器 械 器 具 及 び 備 品 購 入 110,150千円

及 び 備 品 購 入

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病 院 事 業 収 益 1,437,308千円

第 1 項 医 業 収 益 1,127,735千円

第 2 項 医 業 外 収 益 309,473千円

第 3 項 特 別 利 益 100千円

支 出

第 1 款 病 院 事 業 費 用 1,504,285千円

第 1 項 医 業 費 用 1,487,041千円

第 2 項 医 業 外 費 用 16,644千円

第 3 項 特 別 損 失 100千円

第 4 項 予 備 費 500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的

支出額に対し不足する額10,135千円は、過年度分損益勘定留保資金4,594千円及び当年度資本的収支調整額5,541千円で補てんするものとする。)。

収 入

第 3 款 資 本 的 収 入 2,699,231千円

第 1 項 企 業 債 2,686,000千円

第 4 項 負 担 金 13,231千円

支 出

第 3 款 資 本 的 支 出 2,709,366千円

第 1 項 建 設 改 良 費 2,700,085千円

第 3 項 企 業 債 償 還 金 9,281千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定め

る。

(1) 病 院 施 設 整 備 事 業

起 債 の 目 的 病 院 施 設 整 備 事 業 資 金 に 充 て る た め

限 度 額 2,576,000千円

起 債 の 方 法 証 書 借 入 又 は 証 券 発 行

利 率 借 入 先 と 協 議 し て 定 め る 利 率

償 還 の 方 法 30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦に

より償還するものとする。

(2) 医 療 器 械 器 具 等 整 備

起 債 の 目 的 医 療 用 器 械 等 整 備 事 業 資 金 に 充 て る た め

限 度 額 110,000千円

起 債 の 方 法 証 書 借 入 又 は 証 券 発 行

利 率 借 入 先 と 協 議 し て 定 め る 利 率

償 還 の 方 法 30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦に

より償還するものとする。

(一時借入金)

第 6 条 一 時 借 入 金 の 限 度 額 は、400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第 7 条 次 に 掲 げ る 経 費 に つ い て は、そ の 経 費 の 金 額 を そ れ 以 外 の 経 費 の 金 額 に 流 用 し、又 は そ れ 以 外 の 経 費 を そ の 経 費 の 金 額 に 流 用 す る 場 合 は、議 会 の 議 決 を 経 ね ば な ら ない。

職 員 給 与 費

1,085,816千円

(たな卸資産購入限度額)

(号 外-30)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、218,402千円と定める。

(一九二) 平成十七年度山口県繰上り債の取崩の公費
 平成十八年度山口県繰上り債の取崩の公費
 平成十九年度山口県繰上り債の取崩の公費
 平成二十年山口県繰上り債の取崩の公費

山口県民謡 二 共 監 査
 平成十七年度山口県一般会計補正予算(第6号)

平成17年度山口県の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ920,824千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ754,910,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)
 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)
 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)
 第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)
 第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1 県	税	16,003,252	148,291,339	164,294,591
	1 県民税	1,881,226	32,365,206	34,246,432
	2 事業税	9,858,201	41,772,119	51,630,320
	3 地方消費税	3,680,000	24,243,000	27,923,000
	4 不動産取得税	294,571	3,188,108	3,482,679
	5 県たばこ税	43,000	2,858,000	2,901,000

6 ニルノ場利用税	△46,000	772,000	726,000
8 自動車税	10,183	20,360,180	20,370,363
13 自動車取得税	163,000	5,119,000	5,282,000
14 軽油引取税	102,949	17,317,164	17,420,113
17 産業廃棄物税	16,000	235,000	251,000
18 旧法による税	122	562	684
2 地方消費税清算金	△2,292,000	29,615,000	27,323,000
1 地方消費税清算金	△2,292,000	29,615,000	27,323,000
3 地方譲与税	144,000	11,610,000	11,754,000
2 地方道路譲与税	147,000	3,258,000	3,405,000
4 航空機燃料譲与税	△3,000	14,000	11,000
4 地方特例交付金	102,516	9,261,000	9,363,516
1 地方特例交付金	102,516	9,261,000	9,363,516
7 分担金及び負担金	△410,906	7,858,641	7,447,735
1 分担金	△107,153	508,271	401,118
2 負担金	△303,753	7,350,370	7,046,617
8 使用料及び手数料	△84,803	13,575,177	13,490,374
1 使用料	7,827	10,918,223	10,926,050
2 手数料	△92,630	2,656,954	2,564,324
9 国庫支出金	△4,351,276	119,341,331	114,990,055
1 国庫負担金	△1,233,348	41,154,019	39,920,671
2 国庫補助金	△2,727,223	75,139,413	72,412,180
3 委託金	△390,695	3,047,899	2,657,204
10 財産収入	255,284	1,615,800	1,871,084
1 財産運用収入	△13,538	734,786	721,248
2 財産売却収入	268,822	881,014	1,149,836
11 寄付金	△7,222	2,639,449	2,632,227
1 寄付金	△7,222	2,639,449	2,632,227
12 繰入金	△1,480,572	43,392,295	41,911,723

山口県 平成18年3月31日

(外一30)

科 目	帳 簿	10教 育 費	11災 害 復 旧 費	12公 債 費	13諸 支 出 金	補 正		補 正	
						前 年度	後 年度	前 年度	後 年度
		2 警察活動費	25,765	2,862,956	2,888,721				
		1 教育総務費	△945,171	151,095,305	150,150,134				
		2 小学校費	219,379	11,942,047	12,161,426				
		3 中学校費	△20,864	48,951,796	48,930,932				
		4 高等学校費	△291,049	30,499,700	30,208,651				
		7 特殊学校費	△372,956	33,798,987	33,426,031				
		8 社会教育費	△244,051	11,121,544	10,877,493				
		9 保健体育費	50,683	3,253,063	3,303,746				
		10 大学費	△15,818	1,623,136	1,607,318				
		11 学 事 費	△116,897	2,144,587	2,027,690				
		1 農林水産施設災害復旧費	△153,598	7,760,445	7,606,847				
		2 土木施設災害復旧費	△2,349,285	11,178,087	8,828,802				
		4 学校施設等災害復旧費	△659,850	1,981,880	1,322,030				
			△1,528,589	8,976,207	7,447,618				
			△160,846	220,000	59,154				
		1 公 債 費	1,161,493	104,674,906	105,836,399				
			1,161,493	104,674,906	105,836,399				
			3,538,900	43,490,000	47,028,900				
			3,697,000	23,424,000	27,121,000				
		1 地方消費税清算金	230,000	755,000	985,000				
		2 利子割交付金	52,000	359,000	411,000				
		3 配当割交付金	573,000	62,000	635,000				
		4 株式等譲渡所得割交付金	△1,127,000	14,941,000	13,814,000				
		5 地方消費税交付金	△21,000	541,000	520,000				
		6 二小ノ場利用税交付金	136,000	3,405,000	3,541,000				
		8 自動車取得税交付金	△1,100	2,000	900				
		9 利子割精算金	920,824	753,989,238	754,910,062				
		合 計			(単位 千円)				
		第2表 歳出費補正							
		変 更							

款	項	事業名	補 正		補 正	
			総 額	年度	総 額	年度
8 土 木 費	3 河川海岸	錦川総合開	48,793,000	4	48,793,000	4
		発事業費		2,205,700		2,205,700
				3,587,500		3,587,500
				3,000,000		3,000,000
				3,000,000		3,000,000
				2,006,279		2,006,279
				1,230,000		1,230,000
				4,745,021		4,745,021
				3,900,000		3,900,000
				4,334,137		4,334,137
				2,900,000		2,900,000
				2,600,988		2,600,988
				1,500,000		1,500,000
				1,298,000		1,298,000
				1,992,000		1,992,000
				2,500,000		2,000,000
				2,500,000		2,500,000
				2,500,000		2,500,000
				1,500,000		2,000,000

平成18年3月31日 日 金 曜 日

深川川総合 開発事業費 13,993,000	22	1,000,000	22	1,000,000
	23	493,375	23	493,375
	7	919,000	7	919,000
	8	820,000	8	820,000
	9	800,000	9	800,000
	10	220,000	10	220,000
	11	250,000	11	250,000
	12	250,000	12	250,000
	13	300,000	13	300,000
	14	494,912	14	494,912
	15	198,000	15	198,000
	16	280,382	16	280,382
	17	224,000	17	327,028
	18	1,200,000	18	225,000
	19	2,000,000	19	650,000
	20	2,000,000	20	625,000
	21	1,200,000	21	3,053,000
	22	915,088	22	3,123,500
	23	1,921,618	23	1,457,178

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事	項	金額
2 総務費	2 企画調整費	総合調整費		583,000
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備費補助 知的障害者福祉施設整備費補助		295,165
	4 児童福祉費	児童福祉施設整備費補助		497,469
	7 生活保護費	生活保護施設整備費補助		262,629
4 衛生費	4 環境衛生費	一般廃棄物処理対策費		373,644
	8 医療費	自然公園整備事業費 医療施設等設備整備費補助		30,000
	1 農業費	単県農山漁村整備事業費		14,400
6 農林水産業費	3 農地費	基地障害防止対策事業費 広域営農団地農道整備事業費 農免農道整備事業費 経営体育成基盤整備事業費 団体営農村振興総合整備事業費 県営中山間地域総合整備事業費		6,692
		県営農村総合整備事業費 県営農村振興総合整備事業費 団体営中山間地域総合整備事業費 農業集落排水事業費 基盤整備促進事業費 ふるさと農道緊急整備事業費 県営老朽ため池整備事業費		20,374
				46,777
				1,859,300
				436,300
				501,330
				9,745
				477,352
				222,780
				169,600
				81,513
				394,038
				57,500
				92,680
				294,490

4 林 業 費	団体営農地防災事業費	176,916	7 商 工 費 1 商 業 費 2 道 路 橋 じ ゃ う 費	輸送力増強対策費	14,598
	地すべり対策事業費	50,380		交通安全施設整備事業費	590,300
	県営海岸保全施設整備事業費	56,300		単独交通安全施設整備事業費	263,400
	林産物振興事業費	5,520		道路特殊改良費	307,300
	造林事業費	382,633		舗装補修費	69,200
	造林推進事業費	1,500		道路災害防除費	162,000
	広域基幹林道開設事業費	256,520		雪害対策事業費	30,800
	普通林道開設事業費	49,707		道路災害関連事業費	11,900
	ふるさと林道緊急整備事業費	128,060		緊急地方道路整備事業費	3,418,138
	一般治山事業費	376,090		単独道路舗装費	23,200
5 水 産 業 費	水源地域緊急整備事業費	136,113	単独道路災害防除費	85,902	
	保安林改良事業費	14,424	単独路側整備事業費	94,593	
	地すべり等防止事業費	30,720	舗装新設費	141,100	
	林地荒廃防止事業費	20,708	道路改良費	2,219,400	
	林地崩壊防止事業費	23,562	防衛施設周辺道路整備費	5,900	
	小規模治山事業費	28,979	単独道路舗装費	1,350	
	地域水産物供給基盤整備事業費	120,000	単独道路改良費	2,251,720	
	水産資源環境整備事業費	145,000	道路調査費	5,709	
	地域水産物供給基盤整備事業費	231,025	橋りょう補修費	61,200	
	広域水産物供給基盤整備事業費	568,720	単独橋りょう補修費	212,100	
3 河 川 海 岸 費	漁港漁場機能高度化事業費	122,550	橋りょう整備費	1,767,040	
	漁港海岸保全施設整備事業費	91,172	単独橋りょう整備費	3,000	
	漁港海岸環境整備事業費	104,223	河川維持管理運営費	14,000	
	漁村づくり総合整備事業費	107,353	河川現況調査費	6,540	

林道災害復旧事業費	100,066
治山施設災害復旧事業費	17,447
豊登漁港施設災害復旧事業費	76,000
市町村指導監督費	542
2 土木施設災害復旧費	4,357,019
土木現年補助災害復旧事業費	44,826
土木現年単独災害復旧事業費	331,282
単独港湾災害復旧事業費	1,910
合 計	42,412,303

第4表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度	額
1 漁協等経営基盤強化資金の融通に係る利子補給	平成18年度から平成23年度まで	(1) 平成18年度の利子補給の対象とする融資の総額は、2,700,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.75%を限度とする額とする。	

第5表 地方債補正
1 追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
老人福祉施設整備事業	10,000	証券借入又は証券発行	政府資金8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のものを、ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
知的障害者福祉施設整備事業	163,000		公庫資金8.2%以内	
児童福祉施設整備事業	87,000		その他協賛して借入先を定める。利率は、先ず協賛した見直し及び政府資金利率の低い方を適用し、見直しを行った後	
生活保護施設整備事業	114,000			
医療施設等設備整備事業	7,000			

職業能力開発校整備事業	3,000				は、当該直前に し後の利率に よる。
港湾維持管理運営事業	32,000				
駐在所等改築事業	180,000				
単独交通安全施設整備事業 (公安委員会分)	270,000				
庁舎維持事業	11,000				
図書館運営事業	10,000				
都市施設災害復旧事業	13,000				
農地災害復旧事業	2,000				
計	902,000				

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正		補 正		後
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
庁舎等維持管理事業	23,000	証券借入又は証券発行	53,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のものを、ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
周南総合庁舎整備事業	379,000		558,000		
防災行政無線整備事業	66,000		0		
総合調整事業	2,476,000		2,533,000		
地域振興対策事業	273,000		240,000		
消費生活協同組合設備資金	1,000		0		
障害者住宅整備資金貸付事業	166,000		0		
高齢者住宅整備資金貸付事業	416,000		59,000		
災害援護資金貸付金	233,000		45,000		
広域営農団地農道整備事業	2,201,000		2,102,000		

		見直し後の利率による。	見直し後の利率による。					
農免農道整備事業	455,000		454,000		トラクターノド整備事業	2,184,000		2,685,000
県営一般農道整備事業	27,000		26,000		農林業施策総合調整事業	3,000		0
県営体育成基盤整備事業	622,000		500,000		舗装新設事業	105,000		111,000
畑地帯総合整備事業	28,000		1,000		道路災害関連事業	47,000		12,000
県営中山間地域総合整備事業	237,000		248,000		緊急地方道路整備事業(道路)	4,329,000		2,354,000
県営農村振興総合整備事業	313,000		309,000		単独道路舗装事業	627,000		89,000
ふるさと農道緊急整備事業	370,000		410,000		単独道路災害防除事業	218,000		199,000
県営農村総合整備事業	166,000		176,000		単独路側整備事業	180,000		0
県営老朽ため池整備事業	292,000		266,000		道路改良事業	2,555,000		2,853,000
県営海岸保全施設整備事業	144,000		133,000		道路特殊改良事業	329,000		326,000
国営農地再編整備事業負担金	193,000		146,000		単独道路改良事業	7,986,000		8,615,000
広域基幹林道開設事業	224,000		215,000		道路直轄事業負担金	5,875,000		7,091,000
ふるさと林道緊急整備事業	245,000		270,000		交通安全施設整備事業(道路管理区分)	975,000		1,076,000
一般治山事業	507,000		438,000		単独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	534,000		494,000
水源地域緊急整備事業	360,000		310,000		単独橋りょう補修事業	289,000		290,000
保安林改良事業	231,000		223,000		橋りょう整備事業	1,718,000		1,417,000
保全林整備事業	4,000		7,000		単独橋りょう整備事業	25,000		0
保安林保育事業	14,000		15,000		広域河川改修事業	1,229,000		1,321,000
林地荒廃防止事業	114,000		107,000		河川再生事業	18,000		11,000
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	429,000		451,000		河川情報基盤緊急整備事業	27,000		44,000
漁港・海岸保全施設整備事業	36,000		41,000		周防高潮対策事業	1,729,000		1,673,000
地域水産物供給基盤整備事業	210,000		194,000		河川工作物関連応急対策事業	9,000		7,000
水産資源環境整備事業	90,000		75,000		河川災害関連事業	280,000		33,000
企画管理指導事業	3,000		0		単独河川改修事業	1,116,000		1,240,000

（号 外一30）		報 告 書		日 記 帳 簿		日 記 帳 簿		日 記 帳 簿	
河川環境整備事業	720,000	797,000							
河川直轄事業負担金	341,000	347,000							
錦川総合開発事業	892,000	891,000							
深川川総合開発事業	85,000	124,000							
小規模生活夕々事業	791,000	763,000							
堰堤改良事業	28,000	86,000							
高潮対策事業	86,000	93,000							
海岸局部改良事業	56,000	30,000							
災害関連緊急砂防事業	30,000	0							
地すべり対策事業（建設）	318,000	317,000							
災害関連緊急地すべり対策事業	66,000	0							
急傾斜地崩壊対策事業	1,242,000	1,245,000							
災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業	103,000	0							
砂防災害関連事業	90,000	0							
単独砂防改良事業	381,000	269,000							
自然災害防止事業（砂防）	514,000	528,000							
港湾改修事業	822,000	803,000							
港湾既存施設有効活用促進事業	78,000	72,000							
港湾環境整備事業	2,416,000	2,186,000							
港湾施設災害関連事業	72,000	0							
港湾直轄事業負担金	1,083,000	1,015,000							
海岸防災事業	1,603,000	1,462,000							
空港建設事業	398,000	397,000							
都市計画街路整備事業	471,000	455,000							
緊急地方道路整備事業（街路）	2,725,000	2,284,000							
単独都市計画街路整備事業	1,692,000	1,872,000							
都市公園整備事業	453,000	460,000							
公営住宅建設事業	2,205,000	2,147,000							
校舎改築事業	224,000	270,000							
屋内運動場整備事業	890,000	903,000							
水泳プール整備事業	34,000	29,000							
大規模改造事業	949,000	1,110,000							
美術館施設整備事業	309,000	437,000							
学校体育振興事業	42,000	0							
土木過年補助災害復旧事業	223,000	220,000							
土木過年単独災害復旧事業	116,000	109,000							
土木現年補助災害復旧事業	2,026,000	1,950,000							
土木現年単独災害復旧事業	370,000	114,000							
補助港湾災害復旧事業	437,000	178,000							
単独港湾災害復旧事業	30,000	15,000							
県立学校施設災害復旧事業	3,000	2,000							
治山施設災害復旧事業	5,000	4,000							
水産業施設災害復旧事業	7,000	0							
県営漁港施設災害復旧事業	98,000	54,000							
県有施設災害復旧事業	150,000	40,000							
減税補て心債	1,908,000	2,245,000							
臨時財政対策債	23,000,000	23,101,000							
計	94,517,000	91,980,000							

平成17年度母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）

平成17年度山口県の母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ90,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ451,278千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正額	補正前の額	計
1 繰入金	繰入金	△76,000	78,019	2,019
	1 他会計繰入金	△76,000	78,019	2,019
2 繰越金	繰越金	161,278	5,700	166,978
	1 繰越金	161,278	5,700	166,978
3 諸収入	諸収入	△24,278	306,559	282,281
	1 貸付金元利収入	△24,278	306,559	282,281
4 県債	県債	△151,000	151,000	0
	1 県債	△151,000	151,000	0
歳入	合計	△90,000	541,278	451,278
	項	補正額	補正前の額	計
1 母子寡婦福祉資金	母子寡婦福祉資金	△90,000	541,278	451,278
	1 母子寡婦福祉資金	△90,000	541,278	451,278
歳出	合計	△90,000	541,278	451,278
	項	補正額	補正前の額	計
第2表 地方債補正	地方債補正	△90,000	541,278	451,278
	合計	△90,000	541,278	451,278

平成18年3月31日

起債の目的	補正		前		補正		後
	限度額	起債の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	償還の方法	
母子寡婦福祉資金	151,000	政府貸付方法による。	無利息償付業務停止の国庫の方法による。	0			

平成17年度農業改良資金特別会計補正予算（第1号）

平成17年度山口県の農業改良資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ70,649千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284,756千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正額	補正前の額	計
2 繰入金	繰入金	△31,871	33,698	1,827
	1 他会計繰入金	△31,871	33,698	1,827
3 繰越金	繰越金	34,045	182,000	216,045
	1 繰越金	34,045	182,000	216,045
4 諸収入	諸収入	△10,823	77,707	66,884
	1 貸付金元利収入	△10,823	77,707	66,884
5 県債	県債	15	4	19
	2 雑入	△62,000	62,000	0
歳入	合計	△70,649	355,405	284,756
	項	補正額	補正前の額	計
歳出	合計	△70,649	355,405	284,756
	項	補正額	補正前の額	計

1 農業改良資金	△70,649	355,405	284,756
1 農業改良資金	△70,649	355,405	284,756
歳 出 合 計	△70,649	355,405	284,756
第2表 地方債補正 変 更			(単位 千円)

起債の目的	補 正		補 正		後 償還の 方法
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
農業改良資金	12,000	政府予無利	0	0	国の定め る方法に よる。
就農支援資金	50,000	算付方法に よる。	0	0	
計	62,000		0	0	

平成17年度中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)

平成17年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算の補正)
- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ19,512千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,860,769千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入 款	項	補 正 額	補正前の額	計	
				(単位 千円)	
2 繰 入 金	1 他会計繰入金	△1,722	70,313	68,591	
3 繰 越 金	803,101	803,101	1,166,599	1,969,700	
4 諸 収 入	1 繰 越 金	803,101	1,166,599	1,969,700	
	1 貸付金元利収 入	△817,313	3,629,869	2,812,556	
		△817,541	3,629,869	2,812,328	

起債の目的	補 正		補 正		後 償還の 方法
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
中小企業高度化資金	13,500	政府予内 算付方法に よる。	9,922	政府予内 算付方法に よる。	4.10%以 上 の 方 法 に よ る。

起債の目的	補 正		補 正		後 償還の 方法
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
1 中小企業近代化 資金	△19,512	4,880,281	4,860,769		
2 中小企業近代化 資金	△19,512	4,880,281	4,860,769		
歳 出 合 計	△19,512	4,880,281	4,860,769		
第2表 地方債補正 変 更					(単位 千円)

起債の目的	補 正		補 正		後 償還の 方法
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
5 県 債	2 雑 入	228	0	228	
	1 県 債	△3,578	13,500	9,922	
歳 入 合 計	△3,578	13,500	9,922		
歳 出 合 計	△19,512	4,880,281	4,860,769		
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ238,812千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284,679千円とする。 <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>(単位 千円)</p>					
第1表 歳入歳出予算補正 歳 入 款	項	補 正 額	補正前の額	計	
	1 分担金及び負担 金	△4,206	20,343	16,137	

平成17年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ238,812千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284,679千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

起債の目的	補 正		補 正		後 償還の 方法
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
中小企業高度化資金	13,500	政府予内 算付方法に よる。	9,922	政府予内 算付方法に よる。	4.10%以 上 の 方 法 に よ る。

科目	1 負担金	2 使用料及び手数料	3 国庫支出金	4 財産収入	5 繰入金	6 繰越金	7 諸収入	歳入	歳出	款	項	補正額	補正前の額	計
1 下関海港地方卸売市場費												△238,812	523,491	284,679
2 市場管理費												△49,672	334,351	284,679
3 水産加工団地整備費												△189,140	189,140	0
歳出												△238,812	523,491	284,679
平成17年度林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)														
平成17年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。														
(歳入歳出予算の補正)														
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ137,048千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ261,668千円とする。														
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。														
第1表 歳入歳出予算補正														

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
2 繰入金	1 他会計繰入金	△417	2,460	2,043
3 繰越金	1 繰越金	112,391	113,000	225,391
4 諸収入	1 貸付金元利収入	25,074	7,000	32,074
	2 雑収入	25,047	7,000	32,047
歳入	合計	27	0	27
歳出	合計	137,048	124,620	261,668
歳入	合計	137,048	124,620	261,668
1 林業・木材産業改善資金	1 林業・木材産業改善資金	137,048	124,620	261,668
歳出	合計	137,048	124,620	261,668
平成17年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				
平成17年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。				
(歳入歳出予算の補正)				
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ613千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,718千円とする。				
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。				
第1表 歳入歳出予算補正				

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
2 繰入金	1 他会計繰入金	△613	1,331	718
歳入	合計	△613	101,331	100,718
歳出	合計	△613	101,331	100,718
1 沿岸漁業改善資金	1 沿岸漁業改善資金	△613	101,331	100,718
歳入	合計	△613	101,331	100,718
歳出	合計	△613	101,331	100,718

歳 出	1 土地取得基金 管理費	△988	2,967	1,979
合 計		△988	2,967	1,979

平成17年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ44,613千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,405,702千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1 分担金及び負担金		△24,334	974,906	950,572
2 国庫支出金	1 負担金	△24,334	974,906	950,572
		△7,198	83,000	75,802
	1 国庫負担金	△2,198	8,000	5,802
	2 国庫補助金	△5,000	75,000	70,000
3 繰入金	1 他会計繰入金	△13,181	194,166	180,985
		△13,181	194,166	180,985
4 諸収入	2 雑収入	100	5,243	5,343
		100	5,243	5,343
合 計		△44,613	1,450,315	1,405,702
歳 入	項	補正額	補正前の額	計
歳 出		△44,613	1,450,315	1,405,702
1 流域下水道事業費	1 流域下水道費	△44,613	1,450,315	1,405,702
合 計		△44,613	1,450,315	1,405,702

第2表 繰越明許費 (単位 千円)

款	項	事	項	金額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道費		流域下水道整備事業費	51,441

平成17年度電気事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成17年度山口県の電気事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成17年度電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「158,614,000KWH」を「148,918,000KWH」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収入	支出	補正予定額	既決予定額	計
第1款	電気事業収益	△24,445千円		1,741,801千円	1,717,356千円	
第1項	営業収益	△24,746千円		1,740,601千円	1,715,855千円	
第2項	財務収益		301千円		982千円	1,283千円
科	目	補正予定額	既決予定額	計		
第2款	電気事業費用	34,108千円	1,581,922千円	1,616,030千円		
第1項	営業費用	42,327千円	1,355,613千円	1,397,940千円		
第4項	事業外費用	△8,219千円	70,823千円	62,604千円		

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額656,170千円は、過年度分損益勘定留保資金652,369千円及び当年度資本的収支調整額3,801千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額652,378千円は、過年度分損益勘定留保資金388,689千円、減價積立金256,967千円及び当年度資本的収支調整額6,722千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収入	補正予定額	既決予定額	計
---	---	----	-------	-------	---

勘定留保資金2,245,191千円、当年度利益剰余金処分額1,336,002千円、減債積立金1,621,079千円及び当年度資本的収支調整額84,372千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計	補 正	
				前	後
第3款 資本的収入	△1,921,433千円	6,235,458千円	4,314,025千円		
第1項 企業債	△2,065,000千円	4,517,000千円	2,452,000千円		
第3項 長期借入金	△19,437千円	699,429千円	679,992千円		
第4項 資本剰余金	147,055千円	841,241千円	988,296千円		
第5項 固定資産収入	12,581千円	1千円	12,582千円		
第6項 雑収入	3,368千円	177,787千円	181,155千円		
支 出					
第4款 資本的支出	△2,087,510千円	11,688,179千円	9,600,669千円		
第1項 建設費	△46,000千円	706,300千円	660,300千円		
第2項 改良費	△25,834千円	2,367,555千円	2,341,721千円		
第4項 償還金	△2,012,943千円	8,590,179千円	6,577,236千円		
第5項 補助金返還金	△2,733千円	14,144千円	11,411千円		
計					

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 額	正		補 額	後	
		前	後		前	後
小瀬川工業用水道改良資金	千円 294,000	起債の方法 証書借入又は証券発行	償還の方法 80年以内の元均等償還とする	千円 276,000	起債の方法 証書借入又は証券発行	償還の方法 30年以内の元均等償還とする
周南工業用水道改良資金	845,000	政府資金8.0%以内庫資金8.1%その他償還するものとする	80年以内の元均等償還とする	854,000	政府資金8.0%以内庫資金8.1%その他償還するものとする	30年以内の元均等償還とする
厚東川工業用水道改良資金	306,000	借入先との協議による	償還するものとする	327,000	借入先との協議による	償還するものとする
木園川工業用水道改良資金	59,000	借入先との協議による	償還するものとする	0	借入先との協議による	償還するものとする
木園川第2期工業用水道改良資金	43,000	利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び公	利率見直し方式で借り入れられる政府資金	0	利率見直し方式で借り入れられる政府資金	利率見直し方式で借り入れられる政府資金
工業用水道事業借換債	2,970,000			995,000		

		庫資金に ついて見 利率の 見直し 後		庫資金に ついて見 利率の 見直し 後	
--	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第8条中「職員給与費798,257千円」を「職員給与費775,597千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第7条 予算第9条中「当年度利益剰余金のうち3,021,465千円」を「当年度利益剰余金のうち1,336,002千円」に、「減債積立金3,021,465千円」を「減債積立金1,336,002千円」に改める。

平成17年度総合医療センター事業会計補正予算 (第1号)

(総則)
第1条 平成17年度山口県の総合医療センター事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成17年度総合医療センター事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「病床数495床」を「病床数504床」に、同条第2号中「入院166,115人」を「入院168,207人」に、「外来253,516人」を「外来248,081人」に、同条第3号中「入院455人」を「入院460人」に、「外来1,039人」を「外来1,016人」に、同条第4号中「病院施設整備事業1,016,218千円」を「病院施設整備事業1,038,838千円」に、「医療器械器具及び備品購入467,455千円」を「医療器械器具及び備品購入499,891千円」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 病院事業収益	106,118千円	10,571,501千円	10,677,619千円
第1項 医業収益	131,963千円	8,879,658千円	9,011,621千円
第2項 医業外収益	△25,845千円	1,691,843千円	1,665,998千円
支 出			

(30) 外一(市)

科 目	補正予算額	既決予算額	計
第1款 病院事業費用	32,913千円	10,609,569千円	10,642,482千円
第1項 医療費用	1,697千円	10,140,744千円	10,142,441千円
第2項 医療外費用	31,216千円	467,325千円	498,541千円
(資本的収入及び支出)			
第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額438,766千円は、過年度分損益勘定留保資金437,155千円及び当年度資本的収支調整額1,611千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額440,926千円は、過年度分損益勘定留保資金438,832千円及び当年度資本的収支調整額2,094千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			

科 目	補正予算額	既決予算額	計
第3款 資本的収入	52,896千円	1,862,744千円	1,915,640千円
第1項 企業債	13,000千円	1,448,000千円	1,461,000千円
第4項 負担金	34,396千円	373,508千円	407,904千円
第7項 寄付金	5,500千円	41,236千円	46,736千円

科 目	補正予算額	既決予算額	計
第3款 資本的支出	55,056千円	2,301,510千円	2,356,566千円
第1項 建設改良費	55,056千円	1,483,673千円	1,538,729千円
(企業債)			
第5条 予算第5条第1号中「(限度額999,000千円)を「(限度額1,012,000千円)に改める。」			
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第6条 予算第7条中「職員給与費5,931,443千円」を「職員給与費5,638,916千円」に改める。			
(たな卸資産購入限度額)			
第7条 予算第8条中「2,900,401千円」を「2,896,176千円」に改める。			

平成17年度精神病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成17年度山口県精神病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成17年度精神病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第2号中「入院73,000人」を「入院67,147人」に、「外来17,395人」を「外来16,665人」に、「同条第3号中「入院200人」を「入院184人」に、「外来71人」を「外来68人」に、「同条第4号中「病院施設整備事業699,778千円」を「病院施設整備事業591,426千円」に、「医療器械器具及び備品購入772千円」を「医療器械器具及び備品購入5,021千円」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予算額	既決予算額	計
第1款 病院事業収益	△103,349千円	1,469,728千円	1,366,379千円
第1項 医療収益	△96,316千円	1,147,175千円	1,050,859千円
第2項 医療外収益	△7,033千円	322,453千円	315,420千円

科 目	補正予算額	既決予算額	計
第1款 病院事業費用	△108,309千円	1,469,720千円	1,361,411千円
第1項 医療費用	△109,071千円	1,420,891千円	1,311,820千円
第2項 医療外費用	762千円	48,229千円	48,991千円
(資本的収入及び支出)			
第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,154千円は、過年度分損益勘定留保資金5,648千円、減債積立金1千円及び当年度資本的収支調整額1,505千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,602千円は、過年度分損益勘定留保資金4,347千円、減債積立金1,962千円及び当年度資本的収支調整額1,293千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			

科 目	補正予算額	既決予算額	計
第3款 資本的収入	△104,551千円	702,035千円	597,484千円
第1項 企業債	△105,000千円	692,000千円	587,000千円
第4項 負担金	449千円	10,035千円	10,484千円
(総則)			
第3款 資本的支出	△104,103千円	709,189千円	605,086千円

第1項 建設改良費 △104,103千円 700,550千円 596,447千円
(企業債)

第5条 予算第5条中「限度額692,000千円」を「限度額587,000千円」に改める。
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「職員給与費1,092,402千円」を「職員給与費1,004,621千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「215,958千円」を「190,564千円」に改める。

平成十八年三月三十一日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)